

福岡県公報

平成19年1月15日
第2629号

目次

告示(第99号—第103号)

- 公共測量の実施 (土木管理課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 土地改良事業の認可申請の適否決定 (農地計画課) 2

告示

福岡県告示第99号

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年1月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量(地盤沈下観測調査一級水準測量)
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市、大牟田市、大川市、筑後市、大木町、瀬高町、高田町	平成19年1月4日から 平成19年3月16日まで

福岡県告示第100号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月15日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	武島線	前	久留米市荒木町白口1116番1先から 同市荒木町白口1111番1先まで	5.1 ～ 7.8	114.6
			後	同上	8.0 ～ 10.8	
久留米	県道	浮羽線 久留米	前	久留米市草野町吉木2512番20先から 同市草野町吉木1249番3先まで	5.2 ～ 10.5	67.0
			後	同上	5.6 ～ 14.7	
久留米	県道	八香線 女春	前	うきは市浮羽町妹川2890番1先から 同市浮羽町妹川2872番1先まで	7.0 ～ 13.0	91.0
			後	同上	7.0 ～ 13.0	

福岡県告示第101号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成19年1月15日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	瀬 高 久 留 米 線	前	筑後市大字若菜710番1先 から 同市大字若菜633番先まで	9.5 ～ 19.0	79.0
			後	同上	9.5 ～ 9.5	
八 女	県 道	瀬 高 久 留 米 線	前	筑後市大字若菜904番1先 から 同市大字若菜850番1先ま で	9.0 ～ 18.0	87.0
			後	同上	9.0 ～ 10.0	
八 女	一 般 道	442号	前	筑後市大字富久365番先か ら 同市大字富久374番1先ま で	9.0 ～ 22.6	99.0
			後	同上	9.0 ～ 9.0	
八 女	県 道	田 主 丸 黒 木 線	前	八女市上陽町大字上横山 4885番4先から 同市上陽町大字上横山4888 番2先まで	3.6 ～ 6.4	106.8
			後	同上	5.6 ～ 9.8	

福岡県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年1月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月15日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	船小屋 停車場線 水 田	筑後市大字津島16番1先から 同市大字常用1004番1先まで

福岡県告示第103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業の認可申請を平成18年12月27日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年1月15日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
糸島郡志摩町 土地改良区	農業用ため池整備 事業 (矢田地区)	土地改良事業計画 書の写し	平成19年1月15日から 平成19年2月13日まで	志摩町役場
糸島郡志摩町 土地改良区	かんがい排水事 業 (川添地区)	土地改良事業計画 書の写し	平成19年1月15日から 平成19年2月13日まで	志摩町役場